



2020年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 有沢製作所
 代表者名 代表取締役社長 有沢 悠太
 (コード番号：5208 東証第一部)
 問合せ先 上席執行役員経営企画部担当 増田 竹史
 (TEL：025-524-7101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2020年6月25日開催予定の当社第72回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2019年5月30日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続を決議しました。これに伴い現行定款第7章 買収防衛策（買収防衛策の導入）第41条を削除するものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1章～第6章 (条文省略)	第1章～第6章 (現行どおり)
<p><u>第7章 買収防衛策</u> <u>(買収防衛策の導入)</u></p> <p><u>第41条 当社は、買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止を、株主総会の決議により行うことができる。</u></p> <p><u>2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして行う次に掲げる行為をいう。</u></p> <p><u>(1) 当会社の発行する株式その他の権利の大規模買付を行おうとする者が遵守すべき手続きを定め、その運用を継続し、内容を変更し、又は廃止すること。</u></p> <p><u>(2) 不適切な大規模買付行為に対抗するために行う新株又は新株予約権の発行の要件又は手続きを定め、その運用を継続し、内容を変更し、又は廃止すること。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><削除></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

3. 日程

定款の一部変更のための株主総会開催予定日

2020年6月25日(木)

定款の一部変更の効力発生予定日

2020年6月25日(木)

以上